

第2節

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組とレガシー

1. 大会を契機とした共生社会の実現に向けて

2015年11月に閣議決定された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」において、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）^(※)を契機として、障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することや、全国展開を見据えつつ、東京においてユニバーサルデザインの街づくりを進めることで、共生社会を実現し、障害のある人等の活躍の機会を増やしていくことが位置づけられた。2016年12月までの間に、多数の障害者団体が参画する分科会を12回開催し、分野毎の専門的な議論を行い、2017年2月、内閣総理大臣及び障害者団体の出席を得て、「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議（第1回）」を開催し「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定した。

※新型コロナウイルスの世界の状況が継続的に悪化していることに鑑み、東京オリンピック競技大会は2021年7月23日開幕、東京パラリンピック競技大会は2021年8月24日開幕に開催が延期された。以下同じ。



東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣が障害当事者団体から直接意見を聴取



分科会では、有識者、障害当事者団体、関係府省等が混ざり合い、小規模のテーブルを囲んで意見交換

2. ユニバーサルデザイン2020行動計画の概要

(1) 基本的な考え方

- ・ 障害のある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せる東京パラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を変える絶好の機会である。
- ・ 「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映していくことが重要である。
- ・ この機を逃さず、国民全体を巻き込んだ「心のバリアフリー」の取組を展開するとともに、世界に誇れるユニバーサルデザインの街づくりを実現すべく取り組む。
- ・ 障害のある人に関する施策の検討及び評価に当たっては、障害当事者が委員等に参画し、障害のある人の視点を施策に反映させることとする。

- ・これら施策が確実に実現されるよう、関係府省等の施策の実施状況を確認・評価し、その結果を踏まえて関係府省等が施策を改善することにより、実行性を担保していくこととする。

(2) 具体的な取組

ア 心のバリアフリー

行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要であり、そのために重要なポイントとして、以下の3点をあげた。

- ・障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ・障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ・自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

「心のバリアフリー」を実現するための施策は、あらゆる年齢層において継続して取り組まなければならない課題であるとともに、学校で、職場で、病院などの公共施設で、家庭で、買い物や食事の場で、スポーツ施設や文化施設など地域のあらゆる場において、また、日々の人々の移動においても、切れ目なく実現されなければならない。よって、以下の主な施策を含め、社会全般に渡って施策を展開することとした（図表2-2）。

イ ユニバーサルデザインの街づくり

我が国において、交通分野、建築・施設分野のバリアフリー化（情報にかかわる内容を含む）については、2006年以降、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）の下、交通施設、建築物等の種類毎に目標を定め、個々の施設のバリアフリー化と地域における面的なバリアフリー化に全国的に取り組み、一定の水準まで整備が進んできた。東京2020大会は、こうした取組に加え、世界に誇ることのできるユニバーサルデザインの街づくりを目指して、更なる取組を行う好機であった。

街づくりは極めて幅広い分野であり、かかわる施策也多岐にわたる。このため「ユニバーサルデザイン2020行動計画」においては、大きく①東京2020大会に向けた重点的なバリアフリー化と②全国各地における高い水準のユニバーサルデザインの推進という2つの観点から、幅広い施策をとりまとめた（図表2-3）。



第1回関係閣僚会議で行動計画を決定（内閣総理大臣、障害者団体も出席）

■ 図表2-2 「心のバリアフリー」の具体的な取組

1) 学校教育における取組

- ①すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導
 - ▶新学習指導要領に基づく指導や教科書等の充実、「心のバリアフリーノート（仮）」の作成を含めた取組の検討〔文部科学省〕等
- ②すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解
 - ▶教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法等の充実〔文部科学省〕等
- ③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開
 - ▶「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を開催し、全国において、団体間のネットワーク形成を促進（従来から特別支援学校と交流している若しくは特別支援学級を設置している学校を軸に、障害のある人との交流及び共同学習を実施し、その後全面展開）〔文部科学省、厚生労働省〕
- ④障害のある幼児・児童・生徒を支える取組
 - ▶社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えるコミュニケーションスキルの獲得等に向けた指導内容改善及び充実〔文部科学省〕
 - ▶高等学校においても通級指導を新たに制度化〔文部科学省〕等
- ⑤高等教育（大学）での取組
 - ▶教職員が集まる会議等において取組事例紹介〔内閣官房、文部科学省〕
 - ▶各地域において障害のある学生の修学・就労支援のセンターとなる大学を選定〔文部科学省〕
 - ▶大学生等を対象としたワークショップを開催〔内閣官房、組織委員会〕等

2) 企業等における「心のバリアフリー」の取組

- ①企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施
 - ▶経済界協議会と連携し、幅広い分野の企業が社員教育を行うよう働きかけ〔内閣官房、経済産業省その他経済官庁全般、経済界協議会〕
 - ▶国家公務員への「心のバリアフリー」研修〔内閣官房等〕等
- ②待遇対応の向上
 - i) 交通分野におけるサービス水準の確保
 - ▶交通事業者向け待遇ガイドラインの策定及び普及〔国土交通省、厚生労働省〕
 - ii) 観光、外食等サービス産業における待遇の向上
 - ▶観光・流通・外食等関係業界における待遇マニュアル策定及び普及〔観光庁、経済産業省、農林水産省、厚生労働省等〕
 - iii) 医療分野におけるサービス水準の確保
 - ▶医療従事者向けのガイドラインの策定及び普及〔厚生労働省〕
- ③障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組
 - ▶法定雇用率の見直し、障害者就業・生活支援センターによる支援の強化や精神科医療機関とハローワークとの連携強化〔厚生労働省〕
 - ▶人材採用評価基準への「心のバリアフリー」の導入や障害者が働きやすい職場環境づくりを行うよう企業へ働きかけ〔経済界協議会〕等

3) 地域における取組

- ①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組
 - ▶地方自治体、社会福祉協議会等が連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させる取組を実施〔厚生労働省等〕
- ②災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援のあり方
 - ▶「避難行動要支援者名簿」について、各自治体におけるその着実な検討・実施を促進するとともに、避難行動要支援者の視点から避難行動支援に関する取組の内容を整理したパンフレットを作成するとともに、名簿に係る事例集を作成し、これらを周知〔内閣府（防災）、消防庁〕
- ③その他
 - ▶地域の人権擁護委員等を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用〔法務省〕

4) 国民全体に向けた取組

- ①障害のある人となない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進 [スポーツ庁]
- ②特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施 [文部科学省]
- ③国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動
 - 障害に対する理解を持ち、困っている障害者等に自然に声をかけることができる国民文化の醸成に向けた仕組みの創設 [内閣官房等] 等

5) 障害のある人による取組

- 障害のある人自身やその家族が自らの障害を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体の支援 [厚生労働省、内閣官房] 等

資料：内閣官房

■ 図表2-3 「ユニバーサルデザインの街づくり」の具体的な取組

1) 東京2020大会に向けた重点的なバリアフリー化

- ①競技会場におけるバリアフリー化の推進 [内閣官房、スポーツ庁]
- ②競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー化の推進（道路、都市公園、主要建築物におけるトイレのバリアフリー化等） [国土交通省、警察庁]
- ③主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化の推進 [国土交通省]
 - ー東京2020大会関連駅へのエレベータ増設やホームドアの整備等へ重点支援
 - ー都内主要ターミナル等（新宿、渋谷、品川、虎ノ門等）の都市再開発プロジェクトを実施する中で、バリアフリー化を推進
- ④海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心とした空港のバリアフリー化の推進 [国土交通省]
- ⑤リフト付バス・UDタクシー等の導入促進 [国土交通省]

2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

- ①バリアフリー基準・ガイドラインの改正 [国土交通省]
 - Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえ、障害のある人の意見も聴きつつ、バリアフリー法に基づく施設整備基準やガイドラインの改正を行い、主要観光地を含めた全国の交通施設・建築施設のバリアフリー水準の底上げを図る
- ②観光地のバリアフリー化（観光地のバリアフリー情報提供、バリアフリー旅行相談窓口の拠点数の増加等） [国土交通省]
- ③都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進
 - i) 都市再開発プロジェクト等に伴うバリアフリーの推進 [国土交通省]
 - ii) 全国の主要鉄道駅周辺（特定道路を含む）のバリアフリー化の推進 [国土交通省]
 - iii) 市町村における面的なバリアフリー化を進めるためのバリアフリー基本構想の策定促進 [国土交通省]
 - iv) ピクトグラムに関する標準化の推進・普及 [経済産業省] 等
 - v) パーキング・パーミット制度の導入促進方策の検討 [国土交通省]
- ④公共交通機関等のバリアフリー化
 - i) 鉄道に関わるバリアフリー化 [国土交通省]
 - ハンドル形電動車椅子の鉄道乗車要件の見直し、駅ホームの安全性向上等
 - ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進 [国土交通省]
 - iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進 [国土交通省]
 - iv) リフト付バス・UDタクシー車両の導入促進 [国土交通省]（一部再掲）
 - ※観光バス等の貸切バスのバリアフリー化についても検討
- ⑤ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援（バリアフリー情報提供機能強化等） [国土交通省、総務省]
- ⑥トイレの利用環境の改善（ガイドライン等の改正、マナー改善等） [国土交通省]

資料：内閣官房

第2章第2節 2. ユニバーサルデザイン2020行動計画の概要

／文部科学省

TOPICS**東京パラリンピック競技大会**

2013年9月に開催された国際オリンピック委員会（IOC）総会（アルゼンチン／ブエノスアイレス）において、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京都に決定した。これにより、東京都は史上初めて、2度目のパラリンピック夏季競技大会を開催する都市となった。

パラリンピック競技大会は、世界のトップアスリートが参加し、スポーツを通じて、障害のある人の自立や社会参加を促すとともに、様々な障害への理解を深めることにつながるものである。また、アクセシビリティに配慮した会場やインフラの整備により、東京のまち全体を障害のある人を始めとする全ての人々が安全で快適に移動できるよう、ユニバーサルデザイン都市・東京の実現が促進された。

東京パラリンピック競技大会は、「全員が自己ベスト」、「多様性と調和」、「未来への継承」を3つの基本コンセプトとし、大会組織委員会を中心に、東京都や日本パラリンピック委員会（JPC）、政府が一丸となって大会成功に向けて取り組んできた。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、史上初の大会延期となったが、2021年8月24日から9月5日の日程で開催された東京パラリンピック競技大会は、難民選手団を含む163の国・地域から過去最多となる4,403名の選手が参加した大会となった。

オリンピック・パラリンピック競技大会を始めとする国際競技大会における日本代表選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与えるものであり、我が国の国際競技力向上に向けた取組を進めていくことは重要である。このため、スポーツ庁では、パラリンピックの競技特性や環境等に十分配慮しつつ、オリンピック競技とパラリンピック競技の支援内容に差を設けない一体的な競技力強化支援に取り組んでいる。なお、東京2020大会等の結果を踏まえつつ、これまでの競技力向上施策の成果と課題を検証し、新たに「持続可能な国際競技力向上プラン」（2021年12月）を策定し、パラリンピック競技の国際競技力向上とオリンピック競技団体、パラリンピック競技団体間の連携の促進についても取組を進めていくこととしている（第4章第1節5.（1）イを参照）。

また、東京パラリンピック競技大会を契機に、将来のパラリンピアンを始め一人でも多くの障害のある人がスポーツを楽しめる環境を整備することにより、障害者スポーツの裾野を広げていくことが重要である。このため、地方自治体における障害者スポーツ推進体制の整備を推進するとともに、全国の特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点として活用する取組を進めていくこととしている。



東京パラリンピック競技大会メダルデザイン（おもて面）

Copyright © 2022 – Tokyo 2020 / International Paralympic Committee – All rights reserved

3. 大会を契機とした共生社会の実現に向けた取組とレガシー

東京パラリンピック競技大会は、東京都による同大会後の都民意識調査（2022年1月28日公表）によれば、同大会を見た人は4割を超え、障害のある人への理解が進んだと回答した人が約3割、また、東京都内のバリアフリー化が進んだと回答した人が約6割となるなど、人々の意識を変化させる大会となった。

また、ユニバーサルデザイン2020行動計画をもとに、関係省庁等が共生社会の実現に向けた諸施策を推進する中、「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」を2020年度末までに4回開催し、レガシーとしての共生社会の実現に向け、施策の更なる進展を図ること、取組を加速化することの確認等を行った。また、障害のある人の視点を施策に反映させる枠組みとして、構成員の過半を障害当事者又はその支援団体が占める「ユニバーサルデザイン2020評価会議」（以下「評価会議」という。）を開催した。



第3回関係閣僚会議



ユニバーサルデザイン2020評価会議(第1回)

評価会議は2021年末までに計5回実施され、2021年11月に開催された第5回評価会議において、大会を契機とした取組の主な成果の報告とともに、共生社会の実現に向け、大会のレガシーとして各主体が連携を図りつつ今後とも取組を継続していくことが期待されるとの総括が行われた。取組の主な成果及びレガシーは次のとおりである。

（1）共生社会の実現に向けた法制度の整備

- ・大会を契機とした共生社会の実現のため、バリアフリー法を2018年、2020年に改正。2018年の改正では、共生社会の実現の理念が法律に規定されるとともに、マスタープラン制度が創設。2020年の改正では、公立小中学校がバリアフリー基準適合義務の対象に追加されるとともに、自治体で作成するマスタープランや基本構想において、住民や関係者の理解の増進、協力の確保に関する事項等を追加する等、心のバリアフリーを強化。
- ・事業者による合理的配慮の提供について現行の努力義務から義務へと改めること等を内容とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が2021年通常国会において成立。

（2）心のバリアフリーの拡大・向上

- ・2020年度から小学校、2021年度から中学校で、新学習指導要領を踏まえた授業を全面实施。
- ・オンラインによるパラアスリート派遣やパラアスリートのメッセージ動画配信等による新しい生活様式に対応したオリンピック・パラリンピック教育を推進。
- ・国家公務員向け研修において、「障害の社会モデル」の理解を徹底するため、2018年度に有識者の講義を取り入れるとともに、地方公務員向け研修を2019年度から実施。
- ・2021年2月に公共交通事業者向け「知的・発達障害者等に対する公共交通機関の利用体験実施マニュアル（案）」を策定、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン（認知症の人編）」を公表し、2021年7月に新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を公表。

- ・2020年12月、バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を開始し、2021年9月に66施設、2022年1月に49施設を追加認定。
- ・2020年6月、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和2年法律第53号）に基づき、電話リレーサービスを公共インフラ化する制度を導入。緊急通報対応や24時間対応も可能となり、2021年7月からサービス開始。

（3）ユニバーサルデザインの街づくり

- ・国立競技場において、車椅子席を約500席設けたほか、発達障害者等のためのカームダウン・クールダウンスペースや男女共用トイレ、補助犬用のトイレを設置するなど様々な障害者に配慮した設備を整備。
- ・2021年度からの5年間を目標期間とする新しいバリアフリー整備目標を策定。これにより、地方部を含めたハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進。
- ・地方部を含めた更なる導入促進のため、2025年度までのバリアフリー法に基づく基本方針における目標において「各都道府県における総車両数の約25%について、UDタクシーとする」とした目標を新設。
- ・新幹線における車椅子用フリースペースの設置を2021年7月から義務化（東海道新幹線では6名の車椅子使用者が同時に利用可能に）。
- ・山手線内を中心に車椅子使用者が単独乗降しやすい駅を路線図上でわかりやすく示したバリアフリーマップを2019年12月に、最新版を2021年3月にそれぞれ公表。
- ・一定規模以上のホテル又は旅館の建築等を行う場合、2019年9月から、当該建築等を行う客室総数の1%以上のバリアフリー客室の整備を義務化。
- ・2021年3月、「高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準」を改正。小規模店舗内部において、入口の段差解消、扉幅の確保、可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるための考え方等を追加。
- ・高齢者障害者等用便房（バリアフリースイートイレ）について、「多機能トイレ」、「多目的トイレ」等ではなく、機能分散を推進し、その効果が現れるような表記等による周知、広報啓発の充実等の取組方針をとりまとめ、適正な利用を推進。
- ・2020年12月、「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂するとともに、公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する2025年度末までの整備目標を設定。
- ・車椅子利用者用駐車施設等の適正利用の推進についてのポスター・チラシ等を作成し、2021年4月に広報啓発を実施。また、パーキング・パーミット制度を導入するため、2019年3月に事例集を作成。

（4）共生社会ホストタウン

- ・共生社会実現に向けた取組を実施する共生社会ホストタウンは、105件、その中でも他のモデルとなる先導的共生社会ホストタウンは、15件に拡大。（2021年8月末時点）
- ・パラリンピアンを受入れに向け、障害当事者参画によるまち歩き点検やバリアフリーマップの作成を実施したほか、パラアスリート等障害当事者による心のバリアフリー研修等を推進。
- ・コロナ禍においても、約50自治体がパラリンピアンとの事前合宿・事後交流を実施したほか、直接受入れのなかった自治体においてもオンライン等で選手等と交流。
- ・2021年9月、「共生社会ホストタウンサミットin福島」をオンラインで開催し、パラリンピアンを受入れを契機とした共生社会の実現に向けた取組事例を共有するとともに、全国の共生社会ホストタウンにおいて、今後も取組を継続、発展させていくことを確認。

TOPICS

共生社会ホストタウンについて

東京2020大会を契機に、共生社会を実現するため、政府レベルの取組としては、2017年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定し、障害のある人の視点を施策に反映させる枠組みとして「ユニバーサルデザイン2020評価会議」を開催して更なる施策の改善に取り組んできた。

この行動計画に基づく取組とあわせて、ユニバーサルデザインへの自立的なきめ細かい取組を促すため、パラリンピアンを受入を契機に、全国各地における共生社会の実現に向けた取組を加速し、大会以降につなげていく「共生社会ホストタウン」制度を2017年11月に創設した。2021年8月末現在までに105件（109自治体）※が登録された。

※共生社会ホストタウン登録済み自治体（2021年8月末現在）

北海道札幌市、北海道釧路市、北海道滝川市、北海道登別市、北海道江差町、青森県弘前市、青森県三沢市、岩手県遠野市、岩手県陸前高田市、岩手県一戸町、宮城県仙台市、宮城県登米市、宮城県加美町、秋田県能代市、秋田県大館市、秋田県仙北市、山形県鶴岡市、山形県酒田市、山形県村山市、山形県東根市、福島県福島市、福島県猪苗代町、茨城県潮来市、栃木県那須塩原市、群馬県渋川市、群馬県富岡市、群馬県みどり市、群馬県邑楽町、埼玉県本庄市、埼玉県北本市、埼玉県富士見市、埼玉県三芳町、千葉県成田市、千葉県柏市、千葉県浦安市、東京都世田谷区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都江戸川区、東京都武蔵野市、東京都三鷹市、東京都町田市、東京都国分寺市、東京都西東京市、神奈川県横浜市の、神奈川県川崎市、神奈川県平塚市・神奈川県、神奈川県藤沢市・神奈川県、神奈川県小田原市・神奈川県、神奈川県厚木市、神奈川県大磯町・神奈川県、神奈川県箱根町・神奈川県、新潟県長岡市、石川県金沢市、石川県小松市、石川県志賀町、福井県福井市、山梨県山梨市、山梨県富士河口湖町、岐阜県岐阜市・岐阜県、岐阜県岐阜市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、静岡県焼津市、静岡県伊豆の国市、愛知県名古屋市、愛知県豊橋市、三重県伊勢市、三重県鈴鹿市、三重県志摩市、滋賀県守山市、滋賀県甲賀市、大阪府池田市、大阪府守口市、大阪府大東市、兵庫県神戸市、兵庫県明石市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、奈良県大和郡山市、奈良県田原本町、鳥取県鳥取市・鳥取県、島根県益田市、島根県邑南町、岡山県岡山市、岡山県真庭市、広島県広島市、広島県府中市、広島県廿日市市、山口県宇部市、徳島県鳴門市・徳島県、香川県高松市、愛媛県松山市・愛媛県、福岡県北九州市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県大川市、福岡県築上町、長崎県島原市、大分県大分市、大分県別府市、大分県中津市、大分県佐伯市、宮崎県宮崎市、鹿児島県龍郷町（105件・109自治体）

共生社会ホストタウンの取組は、以下の二つの柱から構成される。

○共生社会の実現に向けた取組

障害のある海外の選手たちを迎えることをきっかけに、ユニバーサルデザインの街づくり及び心のバリアフリーに向けた、自治体ならではの特色ある総合的な取組を実施。大会のレガシーにもつなげていく。

○パラリンピアンとの交流

東京パラリンピック競技大会直後の交流も含め、幅広い形でのパラリンピアンとの交流を通じ、パラリンピックに向けた機運を醸成するとともに、住民がパラアスリートたちと直に接することで、住民の意識を変えていく。

また、共生社会ホストタウンのうち、他の共生社会ホストタウンのモデルとなる自治体を「先導的共生社会ホストタウン」として認定する制度を2019年5月に新たに創設し、パラリンピアンとの交流やホテル・公共交通機関のバリアフリー改修支援などについて国が重点的に支援することとした。

※先導的共生社会ホストタウン認定自治体（2021年8月末現在）

青森県三沢市、岩手県遠野市、秋田県大館市、福島県福島市、東京都世田谷区、東京都江戸川区、神奈川県川崎市、静岡県浜松市、三重県伊勢市、兵庫県神戸市、兵庫県明石市、山口県宇部市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、大分県大分市（15件・15自治体）

<取組例>

- 当事者の視点に立った共生社会の考え方やパラスポーツへの理解を深めるため、中学校・特別支援学校合同のボッチャ体験会を実施。（岩手県遠野市）
- 共生社会ホストタウンの連携強化と取組の共有・発信のため、「共生社会ホストタウンサミット in 福島」をオンラインで開催。共生社会ホストタウンの取組に参加する市民等の発表や首長らによるパネルディスカッションを実施。（福島県福島市）
- ブラジルパラリンピック14競技・選手団388名の事前合宿を21日間にわたり市内13会場、近隣の袋井市1会場で受入れ。パラカヌー選手団と市内チアリーディング団体とのオンライン交流では、子供たちが応援のダンスを披露。（静岡県浜松市）
- 総合体育館のトイレ、シャワー、観覧スペース、自動ドア等のバリアフリー化、またトレーラーハウスを活用した車椅子対応型の合宿所15棟（台）を整備し、ハード面のユニバーサルデザインの街づくりを推進。ドイツ及びベラルーシの車椅子フェンシング代表チームの事前合宿でも利用。（福岡県田川市）



中学校・特別支援学校合同のボッチャ体験会（遠野市）



共生社会ホストタウンサミットin福島（福島市）



事前合宿時のオンライン交流（浜松市）



事前合宿時の市総合体育館公開練習（田川市）

共生社会ホストタウンでは、コロナ禍により直接の交流が難しい中でも、オンライン等を活用した相手国・地域との交流や、共生社会の実現に向けた取組を継続してきた。

共生社会ホストタウンは、今後ともその取組を大会のレガシーとして継続していけるよう関係省庁等とも連携していくこととしている。

TOPICS

公共交通事業者による一定水準の接遇の確保

2017年2月に決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を踏まえ、公共交通事業者による一定水準の接遇を全国的に確保するため、2018年5月に交通モードごとの特性や様々な障害の特性等に対応した「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を作成した。

また、上記「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」については、2019年6月に決定された「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の方に対する公共交通事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進するため、2021年2月に「認知症の人編」を作成するとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりを受け、感染症を踏まえた接遇のあり方について、公共交通事業者において提供する接遇の場面ごとに具体的な感染予防対策を実践するため、2021年7月に新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた「追補版」の作成を行った。

一方、交通モード別（鉄軌道、バス、タクシー、旅客船、航空）に「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」の内容を業界単位で展開し、公共交通事業者による実施を促進するとともに、公共交通事業者の行う研修について、障害のある方が参加し、座学に加えて実習を行うカリキュラム・研修教材となるよう、2019年3月に作成した「接遇研修モデルプログラム」については、2022年3月に改訂を行い、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」の「認知症の人編」及び「追補版」の内容が反映されたものとなっている。

国土交通省としては、共生社会の実現に向け、ソフト面の施策として、引き続き、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」及び「接遇研修モデルプログラム」の周知・普及を図ることにより、公共交通事業者各社が実施する職員への接遇に関する教育訓練の向上に努めていく。

接遇ガイドライン



認知症の人編



追補版

